留萌ふるさと学生応援事業(支援金)交付要項

1. 事業の概要

ふるさと留萌を離れて学ぶ学生が、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、外 出の自粛により自宅生活を余儀なくされている状況から、緊急事態宣言対象地 区での居住につき、アルバイト等が困難で収入が減少し生活に困窮する学生を 支援し、ふるさと留萌からの激励と健全で快適な学生生活が送れるよう応援す ることを目的とします。

2. 支援の対象となる要件

支援金の交付対象者は、子(学生)本人になります。

- ① 令和2年5月1日時点で、ひとり親家庭である世帯の子であること
- ② 令和2年5月1日時点で、ひとり親家庭の母又は父が留萌市内に住民票を置いており、本人が市外に居住していること
- ③ 令和2年5月1日時点で、市外の高等教育機関(大学、短期大学、高等専門学校、専門学校)に通学していること
- ④ 高等教育機関(大学、短期大学、高等専門学校、専門学校)に通学するため、奨学金を受給していること

3. 支援金の額

1人あたり 50,000円

4. 申請期間

令和2年5月20日(水)~令和2年8月28日(金)

5. 申請方法

留萌市ホームページから交付申請書をダウンロードし、下記必要書類を添付の上、申請期間内に市政策調整課までご提出ください。

<必要書類>

- ① 留萌ふるさと学生応援事業(支援金)請求書(留萌市ホームページに様式あり)
- ② 在学を証明することができる書類の写し(学生証や在学証明書など)
- ③ 奨学金を受給していることが確認できる書類の写し
- ④ 支援金交付対象者である学生本人の振込口座が確認できる書類の写し(通帳など)

【留意事項】

- (1) 支援金の交付は、1支援金交付対象者につき、1回を限度とします。
- (2) 支援金の振込口座は学生本人のものに限ります。
- (3) 交付申請書及び必要書類は郵送もしくは直接、市役所・政策調整課までご来庁いただき、ご提出ください。

6. 支援金の交付決定

支援金の交付決定につきましては、郵送で通知いたします。 交付決定通知後、支給の手続きを進めますのでしばらくお待ちください。

【お問い合わせ・宛先】

〒077-8601

留萌市幸町1丁目11番地の1

留萌市地域振興部政策調整課まちづくり推進係(市役所2階)

電話 0164-42-1809

FAX 0164-43-8778

E-mail kikaku@e-rumoi.jp